

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7年 2月 14日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カシキガイシャケーエスセツビ 株式会社Ks. 設備
 住所 〒639-2123 葛城市忍海256番地11
代表取締役
フリガナ 代表者氏名 ヤマハラ ケイスケ 山原 佳介
 電話番号 090-5153-9713
 FAX番号
 メールアドレス yamahara.setubi@outlook.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	占野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7年 2月 14日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ ケー・エス セツビ
株式会社 K s . 設備
住 所 〒639-2123 奈良県葛城市忍海256-11
代表者氏名 代表取締役
ヤマハラ ケイスケ 山原 佳介 電話番号 090-5153-9713

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>ヤマハラ ケイスケ</small> 山原 佳介	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	カブシキガイシャ ケーエス セツビ 株式会社 K s . 設備
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 639-2123 住所 葛城市忍海256-11 電話番号 090-5153-9713 F AX番号 メールアドレス yamahara.setubi@outlook.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
山原 佳介	第 295996 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 7年 2月 14日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	4S	1	
	塩ビカッター	VK-20(スーパー)	1	
	//	VK-30(スーパー)	1	
	バンドソー	150A	1	
	セーバーソー	100A	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	1	
	パイプねじ切り器	N-40A	1	
	//	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	DT-200(スーパー)	1	
	//	DT-250(スーパー)	1	
	//	DT-400(スーパー)	1	
	//	DT-600(スーパー)	1	
	モンキーレンチ	150(スーパー)	1	
	//	200(スーパー)	1	
	//	250(スーパー)	1	
	//	300(スーパー)	1	
//	450(スーパー)	1		
水圧テスト ポンプ	電動式テストポンプ	KY-40A	1	
	手動式テストポンプ	KY-50KP	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7年 2月 14日

申請者

氏名又は名称 株式会社 K.S. 設備
住 所 奈良県島城市忍海256番地11
代表者氏名 ^{代表取締役} 山原 俊介

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県葛城市忍海256番地11
株式会社K s. 設備

会社法人等番号	1500-01-027669
商号	株式会社K s. 設備
本店	奈良県葛城市忍海256番地11
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和6年11月11日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水設備工事、衛生設備工事及び空調設備工事の設計、施工、保守、点検並びに請負 2. 管工事業 3. 建築一式工事業 4. 内装仕上工事業 5. 土木一式工事業 6. 舗装工事業 7. 熱絶縁工事業 8. 消防施設工事業 9. 電気工事業 10. エクステリア及び外構工事業 11. 飲食店の経営 12. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 13. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理並びに再生事業 14. 前各号に附帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 山原佳介
	奈良県葛城市忍海256番地11 代表取締役 山原佳介

奈良県葛城市忍海256番地11
株式会社K s. 設備

登記記録に関する 事項	設立	令和 6年11月11日登記
----------------	----	---------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 7年 1月30日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

畑 山 尚 江



株式会社K s. 設備 定款

この定款の写しは原本と相違ないことを証明します。

令和7年2月21日

奈良県葛城市忍海256番地11

株式会社 K s. 設備

代表取締役 山原 佳介



令和6年10月20日 作成

令和6年11月 日 公証人認証

令和6年11月11日 設立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社K s. 設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備工事、衛生設備工事及び空調設備工事の設計、施工、保守、点検並びに請負
2. 管工事業
3. 建築一式工事業
4. 内装仕上工事業
5. 土木一式工事業
6. 舗装工事業
7. 熱絶縁工事業
8. 消防施設工事業
9. 電気工事業
10. エクステリア及び外構工事業
11. 飲食店の経営
12. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
13. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理並びに再生事業
14. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県葛城市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、基準日株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

(株主の住所等の届出等)

- 第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、その総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

- 第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の議長及び決議の方法)

- 第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

- 2 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役が署名又は記名押印の上、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は1名以上とする。

(社長及び代表取締役)

第21条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役は取締役社長とし、当社を代表する。

3 当社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の選任)

第22条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与及び退職慰労金等、当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

(剰余金の配当等)

第26条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第27条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所)

第29条 当会社の発起人の住所及び氏名又は商号及び本店、割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりとする。

住所	奈良県葛城市忍海256番地11
発起人	山原佳介
割当てを受ける株式数	普通株式500株
払い込む金銭の額	金500万円

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和7年9月末日までとする。

(定款に定めのない事項)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社K s. 設備を設立するため、発起人の定款作成代理人である
司法書士法人 橋本事務所 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名
する。

令和6年10月20日

奈良県葛城市忍海256番地11
発起人 山原佳介

上記発起人の定款作成代理人
奈良県橿原市内膳町四丁目5番16号 ナカノビル2階
司法書士法人 橋本事務所
社員 橋本貴夫



040171000001

第二九五九九六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

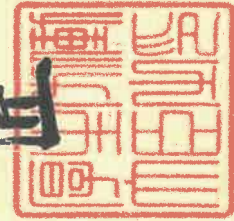
氏名 山原 佳介

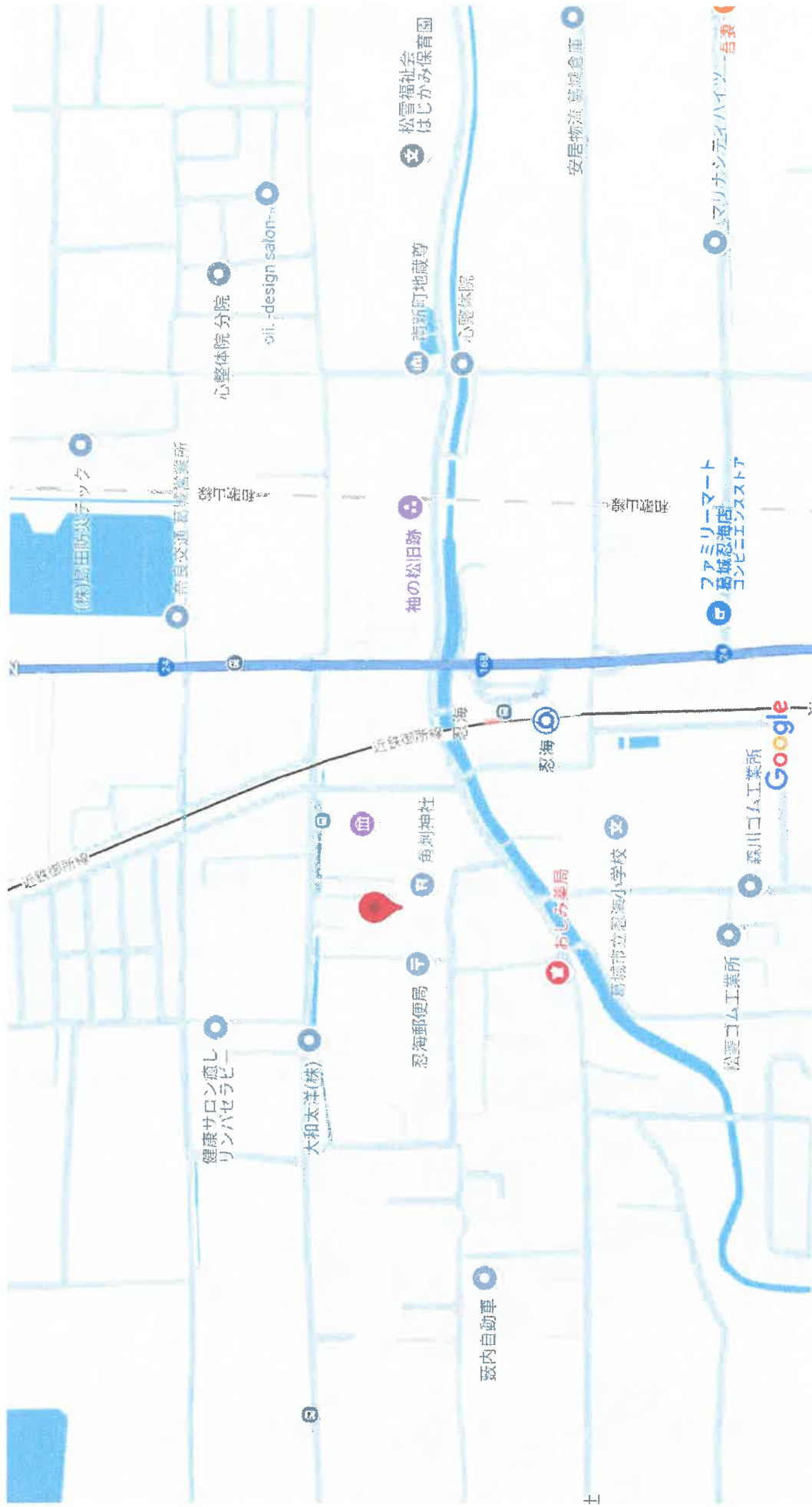
平成四年六月十九日生

水道法(昭和三十一年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十二年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

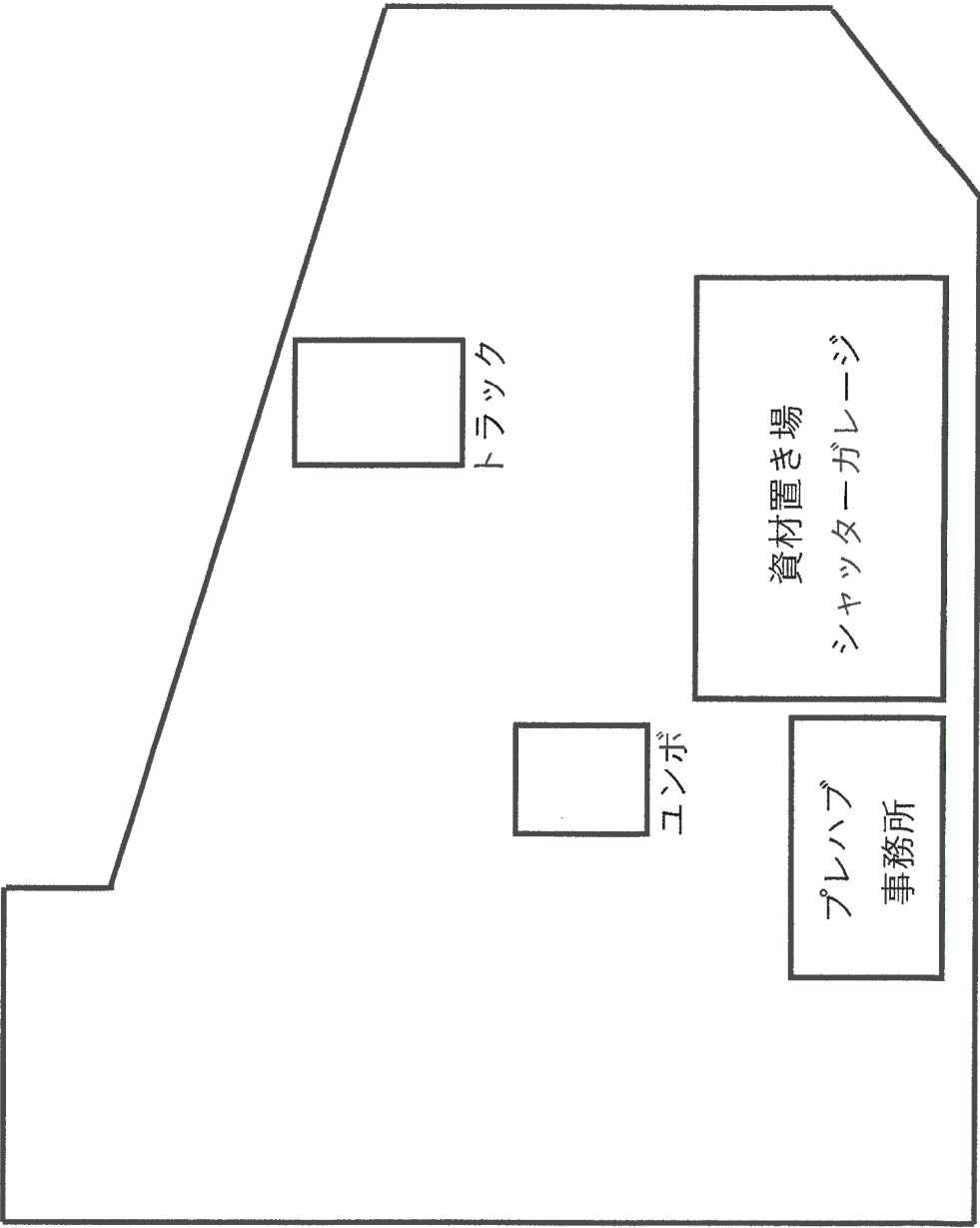






画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 20 m

土場平面図



事務所平面図



事務所



外観



外観
看板



外観
看板



事務所

内観



土場

外観



外観

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7年 2月 14日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カシキガイシャケーエスツビ株式会社Ks. 設備
 住所 〒639-2123 葛城市忍海256番地11
フリガナ代表者氏名 ヤマハラ ケイスケ山原 佳介
 電話番号 090-5153-9713
 FAX番号
 メールアドレス yamahara.setubi@outlook.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	吞芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	古野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 7年 2月 14日

届出者

氏名又は名称 カブシキガイシャ ケーエス センビ
株式会社 K s . 設備
住 所 〒639-2123
奈良県葛城市忍海256-11
代表者氏名 やまはら けいすけ
山原 佳介

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<small>カブシキガイシャ ケーエス センビ</small> 株式会社 K s . 設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<small>やまはら けいすけ</small> 山原 佳介	第 295996 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九五九九六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 山原 佳介

平成四年六月十九日生

水道法(昭和五十九年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十二年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

